

会計年度任用職員(月額制業務補助員)募集要項 (子ども青少年局西部児童相談所)

令和7年11月20日

子ども青少年局西部児童相談所

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度月額制業務補助員（子ども青少年局西部児童相談所）
の募集は**年齢不問**です。意欲のある、多くの方の受験をお待ち
しています。

1 勤務場所・採用予定人数・主な職務内容等

勤務場所	採用予定 人数	主な職務内容等	任用期間
名古屋市 西部児童相談 所	1名	庶務事務及び管理事務の補助業務 (書類チェック、パソコン入力、受付 等)	令和8年2月1日から 令和8年3月31日まで

2 受験資格

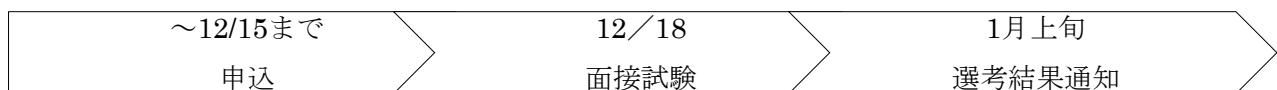
- (1) パソコン (Microsoft Word、Excel) を使用し、資料作成やデータ管理ができる方
- (2) 次のいずれにも該当しない方
- ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（神経衰弱を原因とするもの以外）

3 申込み

令和7年12月15日（月）の午後5時まで（郵送の場合は必着）に、申込書に必要事項を記入押印のうえ、申込先まで提出してください。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

区分	選考内容	配点
面接試験	口述による個人面接試験（20分程度）を実施します。	300点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 面接試験の会場及び集合時間 個別にお知らせします。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、令和 8 年 1 月上旬に郵送にて通知します。

5 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。(採用後 1 ヶ月間は条件付採用期間となります。)
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- (3) 合格発表後に、名古屋市非常勤職員等の採用に関する要綱第 16 条の 4 第 10 項に該当する状態になった場合は、合格が取り消されることがあります。
- (4) 合格者は採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 8 年 3 月 31 日となります。

6 選考結果の開示

選考の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

選考 不合格者	・総合順位 ・総合得点	選考の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで) ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	申込先において、必ず受験 者本人が、運転免許証、旅 券等の身分証明書(写真の あるもの)を提示して口頭 で申し出てください。
---------	----------------	---	--

※ 開示請求は受験者本人による西部児童相談所(名古屋市中川区小城町 1 丁目 1 番地の 20)への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

7 勤務条件

報酬	月額 198,986 円(地域手当相当報酬含む) ※ほかに通勤手当に相当する費用弁償等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます (令和 7 年 12 月 1 日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります。)
勤務時間	月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までのうちの 1 日 7 時間 30 分(1 時間の休憩を除く)の週 37.5 時間
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

【参考】名古屋市非常勤等の採用に関する要綱第16条4（抜粋）

10 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の再度の任用を行わないものとする。

- (1) 再度の任用を行う前年度の3月に休職している場合。ただし、病名、病状、病歴、回復見込等（以下「傷病の状況」という。）から総合的に判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。
- (2) 会計年度任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第2条第8号の規定により引き続き職務に専念する義務を免除された期間（以下「免除された期間」という。）が当該職員が1年度に免除されることのできる期間を超える場合。ただし、傷病の状況から総合的に判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。この場合において、免除された期間と免除された期間の間が1年を超える場合は前後の免除された期間は通算しない。
- (3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合
- (4) 前各号のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合

<申込先・問合せ先>

名古屋市子ども青少年局西部児童相談所 会計年度任用職員採用担当

名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20

Tel:052-365-3231 Fax: 052-365-3281